

(様式第1号)

この用紙は、健康診断実施者（事業者・学校の長・施設の長・市町長）が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7及び感染症法施行規則第27条の5の規定により健康診断を行ったときに、一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、管轄保健所長に報告するためのものです。

## 結核健康診断報告書

(あて先)

石川県 保健所長

年 月 分

(報告年月日) 年 月 日

事業者等の名称 及び所在地		実施者の 種別	1. 事業者 2. 学校の長 3. 施設の長 4. 市町長
実施者名		検診機関名	

実施者の区分 (対象者)	事業者 (従事者)	学校の長 (学生又は生徒)	施設の長 (入所者、 収容者)	市町長		備考
				65歳以上	その他 (※1)	
対象者数 (A)						年度内に結核定期健康診断をうけなければならない対象者全員の人数を計上
受診者実数 (B)						同一の者が間撮・直撮・喀痰検査を受けた時は1人と計上
受診率 (B) / (A)						100%にならない場合、市町長以外の実施者は、未受診の理由を下記に記入 (※2)
間接撮影者数						
直接撮影者数						
かくたん 喀痰検査者数						塗抹又は培養検査を受けた人数を計上
被 発 見 者 数	結核患者					健康診断の結果、治療の必要な結核患者が発見された人数を計上
	結核発病のおそれがあると診断された者					健康診断の結果、要観察(結核治療の必要はない)と診断された人数を計上

(※1) 市町長が実施する「その他」欄の対象範囲及び定期と回数	
(※2) 未受診理由	

連絡者	担当者名	電話番号	FAX番号
-----	------	------	-------

## 記入要領

この表には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第53条の2に規定する定期の健康診断を受けた人員を、実施者の種別によりそれぞれ計上すること。

★この表には、次の事項も含めて計上すること。

- 1 法第53条の4の規定により、定期健康診断を他で受け、その証明書を実施者に提出した場合
- 2 定期の健康診断を事故等の理由により受けなかった者が、法第53条の5の規定により事故消滅後1か月以内に健康診断を受け、その証明書等の実施者に提出した場合

★この表には、法律によらない健康診断及び予防接種を行った場合は計上しないこと。

●実施者種別	
事業者	(労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者) ・学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号(※)までに規定する施設において業務に従事する者に対して、 <u>毎年度に1回。</u> (令第12条第1項第1号、第3項第1号)
学校の長	・大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒に対して、 <u>入学した年度に1回。</u> (令第12条第1項第2号、第3項第1号)
施設の長	ア 刑事施設に収容されている者に対して、 <u>20歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回。</u> (令第11条第1号、第12条第1項第3号、第3項第1号) イ 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号(※)までに規定する施設に入所している者に対して、 <u>65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回。</u> (令第11条第2号、第12条第1項第4号、第3項第1号)
市町長	ア 「65歳以上」欄：上記、下記イ以外の者で、市町が定期の健康診断の必要がないと認める者を除いた一般住民に対して、 <u>65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回。</u> (令第12条第2項第1号、第3項第1号) イ 「その他」欄：地域の結核の発生状況、定期の健康診断による結核患者の発見率等から市町が特に定期の健康診断の必要があると認める者に対して、 <u>市町が定める定期及び回数。</u> (令第12条第2項第2号、第3項第2号) 「その他」のその対象範囲及び定期については、下記に記入すること。
	(※)社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号 ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設等 ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設 ・売春防止法に規定する婦人保護施設
●検診機関名	・検診を行った医療機関名等を記入のこと。
●受診者実数	・検診を受けた者のうち、判定を受けた者、判定ができた者の数を計上すること。
●間接撮影者数	・間接撮影を受け、かつ、その判定ができた者の数を計上すること。したがって、間接撮影を受けた者であっても、その判定ができなかった場合は計上しないこと。
●直接撮影者数	・直接撮影を受け、かつ、その判定ができた者の数を計上すること。したがって、直接撮影を受けた者であっても、その判定ができなかった場合は計上しないこと。
● <sup>かくたん</sup> 喀痰検査者数	・結核菌の塗抹又は培養検査を行い、かつ、その判定ができた者の数を計上すること。したがって、判定ができなかった場合は計上しないこと。
●被発見者数	・結核患者又は結核発病のおそれがあると診断された者の数をそれぞれに区分して計上すること。
結核患者	・結核患者と診断された者の数を計上すること。 ・結核患者とは、医療面よりみた指導区分の1に該当する者、すなわち医師による直接の医療行為を必要とする者をいう。
結核発病のおそれがあると診断された者	・結核発病のおそれがあると診断された者の数を計上すること。 ・結核発病のおそれがある者とは、医療面よりみた指導区分の2に該当する者、すなわち、医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とする者をいう。

